

令和7年度 「風さやか」 広報・PR業務委託公募要領

1 趣 旨

この要領は、「風さやか」広報・PR業務の委託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 委託する業務の概要

(1) 業務

「風さやか」広報・PR業務

(2) 業務内容

ア 実施時期 令和7年10月～令和8年2月

イ 内 容

県内の消費者及び実需者等を対象に、長野県オリジナル品種である「風さやか」をPRし、認知度向上と消費拡大を図り、生産者の生産意欲向上につなげるための広報・PR活動を行う。詳細は、別添の「風さやか」広報・PR業務委託仕様書（案）（以下、「仕様書（案）」という。）に記載のとおり。

なお、委託業務内容は、打ち合せの中で変更する場合がある。

(3) 企画提案を求める具体的な内容

ア 実施スケジュール

イ 実施内容

- ① 第5回「風さやか」食味コンテストの業務運営
- ② 県内イベント及び食育ワークショップにおけるプロモーション活動
- ③ インフルエンサー及び協議会が運営するSNSを活用した情報発信

ウ 実施体制

- ・運営体制
- ・県内におけるプロモーション実績

エ 業務に要する経費及びその内訳

(4) 履行期間

契約の日から令和8年2月27日（金）まで

(5) 費用の上限額

2,000,000円（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む（注））

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に100分の10を乗じて得た額。

(6) 委託契約書（案）

別紙のとおり

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 長野県内に本社又は営業所等を置く民間企業、その他法人又は法人以外の団体等であって「風さやか」広報・PR業務を的確に遂行するに足る能力を有していること。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 県税に滞納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 長野県庁等で行うプレゼンテーション及び打ち合わせ等に参加できる者。

4 公募型プロポーザル説明会について

- (1) ホームページでの告知 令和7年8月12日（火）
- (2) プロポーザル説明会
日 時 令和7年8月20日（水）10:00～11:00
実施方法 Zoomによるオンライン方式（予定）

5 公募型プロポーザルへの参加申込み

以下の手順により提出するものとする。

なお、参加申込みを表明した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるまでは、参加を辞退することができるものとする。ただし、その際には辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

また、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担とする。

- (1) 提出書類及び添付書類
 - ア 「公募型プロポーザル参加申込書」（様式第1号）
 - イ 「応募資格等説明書」（様式第2号）
 - ウ 定款又は寄附行為（写し可）
 - エ 登記簿又は履歴事項全部証明書（写し可）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出方法：持参又は郵送により提出
- (4) 提出場所：長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室内「風さやか」推進協議会事務局（連絡先は、11「提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先」を参照）
- (5) 提出期限：令和7年8月28日（木）12時
- (6) 参加資格の合否決定：令和7年8月29日（金）

※合否結果は口頭（電話）で連絡する。

6 質問の受付

本件に関する質問については、メール又はFAXにて受け付ける。ただし、提案の状況、選考委員に関する質問は受け付けない。質問及び回答については、公募型プロポーザル参加者（全社）に対してメールにて通知する。

期限：（質問受付）令和7年9月2日（火）12時まで

（質問回答）令和7年9月5日（金）

問い合わせ先：「風さやか」推進協議会事務局（農政部農業政策課農産物マーケティング室内）

FAX：026-235-7393

E-mail：kazesayaka@pref.nagano.lg.jp

7 企画提案書等の提出

以下の手順により提出するものとする。

（1）提出書類及び添付書類

ア 提案書提出鑑（様式第3号）

イ 企画提案書（A4サイズ、様式任意）

別添仕様書（案）中「3 委託業務の内容」の項目ごとに提案を記載すること。また、各ページにはページ番号及び提案者名を記載すること。

ウ 会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ）（様式任意）

エ 業務に携わる体制等が分かる資料

オ 経費見積の積算が分かる資料

（2）提出部数：8部

（3）提出方法：持参又は郵送により提出

（4）提出場所：5の（4）に同じ

（5）提出期限：令和7年9月12日（金）12時（必着）

（6）留意事項

ア 提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とする。

イ 提出された提案書等は返却しない。

ウ 提出された提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。

なお、提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効になる。

（7）提出後の書類の取扱いについて

提出された提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

（8）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

【評価基準】

項目	評価内容	配点
ア 提案内容の妥当性	○「風さやか」の認知度向上及び消費拡大に向けた効果的なPRの企画提案であるか。 ○「風さやか」生産者の栽培意欲向上につながる企画提案となっているか。	25
イ 実施体制	○管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。 ○県及び関係団体等との連絡調整を円滑に行うことができる体制となっているか。	20
ウ 成果の訴求力	○企画内容が「風さやか」の特徴を発信する効果的な設計となっているか。 ○コンテストのインセンティブが生産者の意欲向上に寄与するものとなっているか。 ○消費者に「風さやか」を浸透させる内容となっているか。	30
エ 経済性	○予算内で最大限の効果を発揮する提案となっているか。 ○見積金額が適正な価格となっているか。	25
合計		100

8 「風さやか」広報・PR業務委託候補者選定審査会

委託候補者の選定は、「風さやか」広報・PR業務委託候補者選定審査会において行う。審査会は、提出された書類及びプレゼンテーションに基づき提案の内容を総合的に評価し、選定を行う。

(1) プレゼンテーションについて

- ア 日時：令和7年9月18日（木）午前10時から実施予定
- イ 開催方法：Zoomによるオンライン方式または長野市内の会場でのリアル方式
※実施方法及び時間については参加者に個別に連絡します。
- ウ 企画提案の所要時間：プレゼンテーション15分、選定委員による質疑応答10分

(2) 1次審査

- ア 6者以上の提出があった場合は、1次審査（書面審査）を実施する。企画提案書の提出が6者未満の場合は、1次審査は実施しない。
- イ 審査は、提案書及び添付書類について審査する。
- ウ 審査は、7－（8）の評価基準に基づき採点を行い、合計点の上位5者を選定します。

(3) 2次審査

- ア 1次審査で選定された者に対して、2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、委託契約候補者1名を選定する。

- イ 審査は、7－(8)の評価基準に基づき採点する。
- ウ 各評価項目について、「優秀」、「やや優秀」、「普通」、「やや劣る」、「劣る」の5段階で評価を行う。
- エ 各評価項目の配点に対して、それぞれ以下の値を掛けて評価点を算出する。
(優秀 1.0、やや優秀 0.8、普通 0.6、やや劣る 0.4、劣る 0.2)
- オ 各委員が行った採点のうち、合計点の最高・最低点を除いた平均点を基に、選定委員の合議により決定する。ただし、評価点数の平均が60点未満の場合は対象外とする。
- カ 選定結果は、別途文書で通知する。

9 委託契約についての留意点等

(1) 委託契約の締結

契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について農産物マーケティング室内の事務局と打合せを行う。細部が決定した時点で委託候補者から改めて見積書を聴取し、内容を精査の上、契約書を取り交わすものとする。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務が終了した際に提出される報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払を行う。

(3) 事業の実施により発生した収入の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、委託料を減額する。

(4) その他

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である「風さやか」推進協議会に帰属する。

10 事業報告等について

(1) 事業終了後の報告

事業終了後、委託契約書等に基づき委託業務完了報告書を提出すること。

(2) 帳簿の整備について

会計関係帳簿類を整備し、当委託事業に係る経費等を明確に区分すること。必要に応じて、事業実施中に検査を行う場合がある。

11 提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

〒380-8570 (住所記載不要)

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室内 「風さやか」推進協議会事務局

電 話 026-235-7216 (直通)

F A X 026-235-7393

E-mail kazesayaka@pref.nagano.lg.jp

担 当 戸沢 (事務局長) 上原 (担当)